

議案第27号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(手当)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p><u>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員には、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号に掲げる職員（同号に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して組合規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第2条 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当</u></p>	<p>(手当)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p><u>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当</u></p>

<p>を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、「100分の100」とあるのは「<u>100分の105</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、「100分の100」とあるのは「<u>100分の110</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

令和4年12月2日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

説 明

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。